

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 一

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

(職 員 厚 生 課) 三

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(防 災 課) 五

岐阜県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(里 川 ・ 水 産 振 興 課) 五

岐阜県宿日直規程の一部を改正する訓令

(人 事 課) 六

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令

(管 財 課) 六

規 則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十五号

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第四百号)の一部を次のように改正する。

本則第二号の表(備考以外の部分に限る。)を次のように改める。

区 分	金 額
法務・情報公開課法務顧問	年 額 一、二〇〇、〇〇〇円
非常勤健康管理医	月 額 一六二、一〇〇円
非常勤地区健康管理医	月 額 三五、五〇〇円
選挙長	日 額 一〇、八〇〇円
選挙分会長	日 額 一〇、八〇〇円
審査分会長	日 額

選挙立会人	月額	一〇、八〇〇円
審査分会立会人	月額	八、九〇〇円
防災会議幹事	月額	一〇、〇〇〇円
国民保護協議会幹事	月額	一〇、〇〇〇円
消防学校非常勤医師	月額	一三、八〇〇円
統計調査員	月額	七、七六〇円
統計調査指導員	月額	七、八一〇円
銃砲刀剣類登録審査委員	月額	一〇、〇〇〇円
美術館顧問	月額	九六七、〇〇〇円
美術館館長	月額	五、九二六、八〇〇円
現代陶芸美術館顧問	月額	二、四〇〇、〇〇〇円
現代陶芸美術館館長	月額	五四八、三〇〇円
社会福祉法人等特別指導監査官	月額	一三、六〇〇円
保健所非常勤医師	月額	一三、八〇〇円
災害医療コーディネーター	月額	一三、八〇〇円
災害時小児周産期リエゾン	月額	一三、八〇〇円
国民健康保険医療指導監査医	月額	一三、八〇〇円
後期高齢者医療障害認定審査医	月額	一三、八〇〇円
へき地医療総合対策医	月額	一三、八〇〇円
精神保健指定医	勤務一回につき	一三、八〇〇円
精神保健相談非常勤医師	月額	一三、八〇〇円
地域福祉課非常勤医師	月額	一五二、一〇〇円
生活保護医療扶助精神科非常勤医師	月額	一三、八〇〇円
生活保護医療扶助非常勤医師	月額	一三、八〇〇円
身体障害者医学判定非常勤医師	月額	一三、八〇〇円
精神障害者医学判定非常勤医師	月額	一三、八〇〇円
知的障害者医学判定非常勤医師	月額	一三、八〇〇円
特別児童扶養手当等支給事務非常勤医師	月額	一三、八〇〇円
不妊専門相談医師	月額	一三、八〇〇円
児童扶養手当支給事務非常勤医師	月額	一三、八〇〇円
子ども相談センター非常勤医師	月額	一三、八〇〇円

女性相談支援センター非常勤医師	日額	一三、八〇〇円
わかあゆ学園非常勤医師	日額	一三、八〇〇円
岐阜関ヶ原古戦場記念館館長	年額	四、八〇〇、〇〇〇円
花と緑の振興顧問	年額	三、六〇〇、〇〇〇円
国際園芸アカデミー顧問	月額	三二八、〇〇〇円
農業大学校非常勤医師	日額	一三、八〇〇円
森林文化アカデミー学長	年額	七、一三三、二〇〇円
土地収用等事業紛争あつせん委員	日額	一〇、〇〇〇円
土地収用等事業紛争仲裁委員	日額	一〇、〇〇〇円
建築構造専門委員	日額	一〇、〇〇〇円
監査専門委員	日額	三三、〇〇〇円
労働関係紛争あつせん員	日額	一〇、〇〇〇円
学校運営協議会委員	勤務一時間につき	一、〇〇〇円
教職員産業医	月額	三五、〇〇〇円
学校医	年額	四二〇、〇〇〇円

学校歯科医	年額	四二〇、〇〇〇円
学校薬剤師	年額	一五五、六〇〇円
警察職員健康管理医	月額	一六二、一〇〇円
警察精神保健相談非常勤医師	日額	一三、八〇〇円
警察非常勤医師	日額	一三、八〇〇円
警察署産業医	月額	三五、五〇〇円

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員被服費と規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十六号

岐阜県職員被服費と規則の一部を改正する規則

岐阜県職員被服費と規則（昭和四十六年岐阜県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表七の項第一号中

登山靴	一足	二年	
地下足袋	一足	二年	

を

改め、同項を同表五十五の項とし、同表五十三の項第一号中

登山靴	一足	二年	
地下足袋	一足	二年	
登山靴	一足	二年	

に を

改め、同項を同表五十八の項とし、同表中五十六の項を五十七の項とし、五十五の項を五十六の項とし、同表五十四の項第一号及び第二号中

登山靴	一足	二年	
地下足袋	一足	二年	
登山靴	一足	二年	

に を

改め、同表中六十一の項を六十二の項とし、五十八の項から六十の項までを一項ずつ繰り下げ、同表五十七の項第一号中

作業服(上・下)	夏用・冬用各一着	一年	
地下足袋	一足	一年	
作業服(上・下)	夏用・冬用各一着	一年	

に を

改め、同表十五の項第二号及び第三号中

登山靴	一足	二年	
-----	----	----	--

に

改め、同項を同表三十四の項とし、同表中三十二の項を三十三の項とし、三十一の項を三十二の項とし、三十の項を三十一の項とし、同表二十九の項第二号中

登山靴	一足	二年	
地下足袋	一足	二年	
登山靴	一足	二年	

に を

改め、同項を同表三十五の項とし、同表中三十三の項を三十四の項とし、三十二の項を三十三の項とし、三十一の項を三十二の項とし、三十の項を三十一の項とし、同表二十九の項第二号中

エプロン(かっぱう式又はサロン式)	一着	三年	かっぱう式又はサロン式のいずれかとする。
-------------------	----	----	----------------------

に

エプロン(かっぱう式又はサロン式)	一着	一年	かっぱう式又はサロン式のいずれかとする。
訪問衣	夏用・冬用各一着	二年	
訪問スカート(ズボン)	夏用・冬用各一着	二年	

に を

改め、同項を同表三十四の項とし、同表中五十二の項を五十三の項とし、三十五の項から五十一の項までを一項ずつ繰り下げ、同表三十四の項第二号中「環境及び放射能に関する業務に従事する職員で」を「生活衛生、環境及び放射能に関する業務に従事する職員で」に改め、同項を同表三十五の項とし、同表三十三の項第九号中

登山靴	一足	二年	
-----	----	----	--

に

登山靴	一足	二年	
地下足袋	一足	二年	

に を

改め、同項を同表三十の項とし、同表中二十八の項を二十九の項とし、二十の項から二十七の項までを一項ずつ繰り下げ、同表十九の項第一号中

登山靴	一足	二年		
地下足袋	一足	二年		
登山靴	一足	二年		

改め、同項を同表二十の項とし、同表中十八の項を十九の項とし、十七の項を十八の項とし、十六の項を十七の項とし、同表十五の項の次に次のように加える。

十六 農政部 里川・水産 振興課	1 コクチ バス駆除 業務に従 事する職 員	作業服(上・ 下)	夏用・冬用 各一着	二年	
		防寒服	一着	三年	
		長靴	一足	二年	
		防寒長靴	一足	二年	

附則
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十七号

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則(昭和三十七年岐阜県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二環境生活部の部環境生活政策班の項第三号を削り、第四号を第三号とし、

第五号を第四号とし、同部県民生活班(県民生活相談センターを含む。以下同じ。)の項に次の一号を加える。

- 4 公民館等の災害対策に関すること。
- 別表第二健康福祉部の部健康福祉政策班の項に次の一号を加える。
- 6 DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)の派遣に関すること。
- 別表第二健康福祉部の部医療福祉連携推進班の項に次の一号を加える。
- 3 災害支援ナースの派遣に関すること。

別表第二健康福祉部の部感染症対策調整班の項を削り、同部地域福祉班の項第五号中「災害ボランティア連絡調整会議」を「災害ボランティア支援協議会及び災害ボランティア連絡調整会議」に改め、同部高齢福祉班の項第三号中「介護療養型医療施設」を削り、同部商工労働部の部商工・エネルギー政策班の項第五号を削り、同部労働雇用班の項事務分掌の欄を次のように改める。

国際たくみアカデミー、木工芸術スクール、障がい者総合就労支援センター及び障がい者職業能力開発校の災害対策及び連絡調整に関すること。

別表第二商工労働部の部産業デジタル推進班の項第二号中「情報産業施設」を「ソフトピアジャパンセンター」に改め、「災害対策」の下に「及び連絡調整」を加え、同項に次の一号を加える。

3 テクノプラザものづくり支援センターの災害対策及び連絡調整に関すること。
別表第二農政部の部里川振興班の項中「里川振興班」を「里川・水産振興班」に、「里川振興課長」を「里川・水産振興課長」に改め、同部都市建設部の部公共建築班の項中「応急復旧」の下に「の支援」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十八号

岐阜県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則（平成十五年岐阜県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第十九条第二項」を「第二十一条第二項」に改める。

第五条第一項中「第八条」を「第九条」に、「岐阜県農政部長」を「岐阜県農政部長 水産振興課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第四号

庁中一般

各現地機関

岐阜県宿日直規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県宿日直規程の一部を改正する訓令

岐阜県宿日直規程（平成十一年岐阜県訓令甲第四十号）の一部を次のように改正する。別表中「岐阜県女性相談センター」を「岐阜県女性相談支援センター」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第五号

庁中一般

各現地機関

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令

岐阜県防火管理者規程（昭和三十六年岐阜県訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

別表アネックス・テクノ2の項及び旭ヶ丘職員アパートの項を削る。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

令和六年四月一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社